

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年2月18日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	中	川	雅	之

【別紙1】

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知書

(豊川市施設管理協会)

『豊川市施設管理協会 財政援助団体等監査』

監査実施期間 令和2年7月10日から
令和2年8月19日まで

豊川市監査公表第36号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 指定管理業務において、一部で基本協定書第3条第6項に基づく事務の取扱いが行われていない事例が見受けられた。現状の実務を鑑み、所管部署との協議の上、基本協定書の見直しを含め検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 基本協定書第3条第6項に定める指示等書面により行わなければならない事項が広範囲であることを考慮し、書面を省略することができる事項について、所管部署と協議した結果、以下のように条文を追加し、令和2年11月4日付けで変更協定書を締結しました。</p> <p>ただし、次の事項は、口頭によることができるものとし、口頭により処理した事項は、月次報告書にその内容を記載する。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない事項。 (2) 定例的又は軽易な事項。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和3年2月3日現在のものである。

【別紙】

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知書（都市整備部公園緑地課）

『豊川市施設管理協会 財政援助団体等監査』

監査実施期間 令和2年7月10日から
令和2年8月19日まで

豊川市監査公表第36号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 指定管理業務において、一部で基本協定書第3条第6項に基づく事務の取扱いが行われていない事例が見受けられた。現状の実務を鑑み、指定管理者との協議の上、基本協定書の見直しを含め検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 基本協定書第3条第6項に定める指示等書面により行わなければならない事項が広範囲であることを考慮し、書面を省略することができる事項について、豊川市施設管理協会と協議した結果、以下のように条文を追加し、令和2年11月4日付けで変更協定書を締結しました。</p> <p>ただし、次の事項は、口頭によることができるものとし、口頭により処理した事項は、月次報告書にその内容を記載する。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない事項。 (2) 定例的又は軽易な事項。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和3年2月3日現在のものである。